

喬木村社会福祉協議会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人喬木村社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき役員等の報酬について必要な事項を定める。

2 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員、その他、別表3に掲げる各委員をいう。

(役員等報酬の額)

第2条 役員等の報酬の額は、別表1、別表2、別表3のとおりとする。

(報酬の支払い)

第3条 報酬は、本人から申出があった金融機関の口座に振り込むものとする。

2 会長の報酬は毎月21日に支払う。支払日が金融機関の休日に当たる場合はその前日とする。

3 他の役員等の報酬は半期末に支払う。

4 理事会、監査会、評議員会、各委員会その他、会長が招集する会議は支払いの対象とする。

(補則)

第4条 この規定の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- ・この規程は、平成25年12月1日から施行する。
- ・この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- ・この規程は、令和3年6月26日から施行する。

別表1(理事・監事の報酬額)

| 職名 | 支給単位 | 支給額(月額) |
|----|------|----------|
| 会長 | 1回 | 100,000円 |

| 職名 | 支給単位 | 支給額(1日) | 半日 | 2時間未満 |
|----|------|---------|--------|--------|
| 理事 | 1回 | 6,800円 | 4,000円 | 2,500円 |

| 職名 | 支給単位 | 監査会(1日) | 監査会(半日) |
|----|------|---------|---------|
| 監事 | 1回 | 13,000円 | 10,000円 |

※監事は、理事会評議員会その他の会議に出席した場合は他の役員報酬と同額とする。

別表2(評議員の報酬額)

| 職名 | 支給単位 | 支給額(1日) | 半日 | 2時間未満 |
|-----|------|---------|---------|---------|
| 評議員 | 1回 | 6,800 円 | 4,000 円 | 2,500 円 |

別表3(その他各種委員)

| 職名 | 支給単位 | 支給額(1日) | 半日 | 2時間未満 |
|-------------|------|---------|---------|---------|
| 評議員選任・解任委員 | 1回 | 6,800 円 | 4,000 円 | 2,500 円 |
| 苦情解決第三者委員 | 1回 | 6,800 円 | 4,000 円 | 2,500 円 |
| 財産保全運営・監視委員 | 1回 | 6,800 円 | 4,000 円 | 2,500 円 |